

注 文 書

契約番号 2026000828
工 事 名 古川東中学校テニスコートフェンス修繕工事
施工地名 大崎市古川旭四丁目5番1号
工事期限 令和 8年11月30日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 参 考 明 細 書

特記仕様書

第1章 総則

1. 本工事は設計図書によるほか、工事に関する市の規則に基づき施工し、さらに施工にあたっては工事箇所及び周辺にある既存の施設、地上地下の工作物に対し支障を及ぼさないよう事前に占有又は所有者の立ち会いを得て施工に万全を期するとともに、もし損害を与えた場合、請負者の責任において処置しなければならない。

第2章 材料

1. 工事材料の規格並びに材質は設計図書に明示されたものとする。
2. 生コンクリートについては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、または同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。

第3章 建設副産物処理

1. 本工事において発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
2. 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用は本工事費に含まれているので、適正に処理すること。
3. 本工事受注後は、速やかに施工計画書（再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設廃棄物処理計画書を含む）を作成し、提出するものとする。
4. 建設廃棄物を処理した後は、速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニフェストを提出するものとする。なお、建設副産物処理に要する費用については、マニフェストの数量により生産するものとする。

第4章 その他

1. 本工事に着手する前に、必要であれば関係官庁と協議を行い第三者へ支障のないよう努めること。
2. 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。

○ 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

